

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(公示する期間内に申請することを要しない無線局)</p> <p>第六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局(第二号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するもの(再免許の申請に係るものを除く。)を除く。)</p> <p>「八〇十 略」</p>	<p>(公示する期間内に申請することを要しない無線局)</p> <p>第六条の四 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局(第二号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するものを除く。)</p> <p>「八〇十 同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第二号第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[1枚目～6枚目 略]

[注1～22 略]

23 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、（別紙）の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「事業計画等の欄の記載は、何基幹放送局に同じ」、「事業計画等の欄の記載は、別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように23の欄に記載すること。

[表略]

[(1)～(8) 略]

(9) 別紙(9)は、放送番組表、放送の目的別種類による放送時間（テレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等（学園が開設するものを除く。）及び中波放送若しくは超短波放送を行う特定地上基幹放送局等（協会が開設するものに限る。）に限る。以下この注において同じ。）及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（協会及び学園の特定地上基幹放送局等並びに臨時目的放送を専ら行う特定地上基幹放送局等の場合を除く。）について、次のアからオまでの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

時刻	曜日						
	月	火	水	木	金	土	日
計							
合計							備考
時間 分 ( 分)							字 時間 分
※字幕付与可能な1週間の放送時間							( 分) %
時間 分 ( 分)							解 時間 分
※権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間							( 分) %
時間 分 ( 分)							

[ (注1)～(注3) 略]

(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場

改正前

別表第二号第1 [同左]

[1枚目～6枚目 同左]

[注1～22 同左]

23 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、（別紙）の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

[表同左]

[(1)～(8) 同左]

(9) [同左]

ア [同左]

(ア) [同左]

A [同左]

時刻	曜日						
	月	火	水	木	金	土	日
計							
合計							備考
時間 分 ( 分)							字 時間 分
※字幕付与可能な1週間の放送時間							( 分) %
時間 分 ( 分)							解 時間 分
							( 分) %

[ (注1)～(注3) 同左]

(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場

合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は（字）、解説放送は（解）と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間（字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とし、解説放送にあつては、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間とする。）について、字幕放送、解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

[（注5） 略]

[B 略]

[（イ）・（ウ） 略]

[イ～オ 略]

[10～14] 略]

15) 別紙17は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア 見積表

[（注1）～（注5） 略]

（注6） 次の書類を添付すること（地上基幹放送試験局、臨時目的放送を専ら行う基幹放送局、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。）

[（ア） 略]

（イ） 最近の決算期における計算書類（施行規則第43条の2第2項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。）

[（ウ） 略]

[（注7）・（注8） 略]

[イ 略]

[16～18] 略]

24 23の欄は、次によること。

[（1）～（7） 略]

8) 22の欄の事項について、23の表の右欄の注により別紙の提出を省略する場合は、「事業計画等の欄は、何基幹放送局に同じ」、「事業計画等の欄は、別紙7に記載のとおり、別紙1～6）、8～10）、13～16については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

9) [略]

[25～32 略]

合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は（字）、解説放送は（解）と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間（字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とする。）について、字幕放送及び解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

[（注5） 同左]

[B 同左]

[（イ）・（ウ） 同左]

[イ～オ 同左]

[10～14] 同左]

15) [同左]

ア [同左]

[（注1）～（注5） 同左]

（注6） [同左]

[（ア） 同左]

（イ） 最近の決算期における計算書類（施行規則第43条の3第3項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。）

[（ウ） 同左]

[（注7）・（注8） 同左]

[イ 同左]

[16～18] 同左]

24 [同左]

[（1）～（7） 同左]

[新設]

8) [同左]

[25～32 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重下線を付した懸記部を除く全体にわたって赤字は付記される。

(放送法施行規則の一部改正)

第三条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

(認定の更新の申請)  
第七十四条 〔略〕  
2 前項の申請書には、次に掲げる基幹放送の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。  
一 地上基幹放送 別表第六号から別表第九号までの様式による書類  
〔一 略〕  
別表第七の一号 (第65条第1項関係)  
〔第1 略〕  
〔表略〕  
〔注1 略〕  
注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の口には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。  
〔(1)～(8) 略〕  
(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間 (臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。) について、次のアからオまでの様式により記載すること。

(認定の更新の申請)  
第七十四条 〔同上〕  
2 〔同上〕  
一 地上基幹放送 別表第六号から別表第十号までの様式による書類  
〔一 同上〕  
別表第七の一号 (第65条第1項関係)  
〔第1 同左〕  
〔表同左〕  
〔注1 同左〕  
注2 〔同左〕  
〔(1)～(8) 同左〕  
(9) 〔同左〕

ア 放送番組表  
(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合  
A 超短波放送の音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

時刻	曜日						
	月	火	水	木	金	土	日
計							
合計 時間 分 ( 分)	備考 字 時間 分						
※字幕付与可能な1週間の放送時間 時間 分 ( 分)	( 分) %						
※権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間 時間 分 ( 分)	解 時間 分 ( 分) %						

ア 〔同左〕  
(ア) 〔同左〕  
A 〔同左〕

時刻	曜日						
	月	火	水	木	金	土	日
計							
合計 時間 分 ( 分)	備考 字 時間 分						
※字幕付与可能な1週間の放送時間 時間 分 ( 分)	( 分) %						
時間 分 ( 分)	解 時間 分 ( 分) %						

〔(注1)～(注3) 略〕  
(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は(字)、解説放送は(解)と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて

〔(注1)～(注3) 同左〕  
(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送、ステレオホニック放送、2か国語放送、データ放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は(字)、解説放送は(解)と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方

て表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間（字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とし、解説放送にあつては、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間とする。）について、字幕放送、解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

[ (注5) ・ (注6) 略 ]

[ B 略 ]

[ (イ) ・ (ウ) 略 ]

[ イ～オ 略 ]

[ (10)～(15) 略 ]

別表第八号（第65条第1項関係）

第1 見積表

[ 注1～注4 略 ]

注5 次の書類を添付すること（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）。

[ (ア) ・ (イ) 略 ]

(ウ) 最近の決算期における計算書類（施行規則第86条第2項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。）

[ (エ) 略 ]

[ (注6) ・ (注7) 略 ]

[ 第2・第3 略 ]

別表第十五号（第74条第1項関係）

[ 第1 略 ]

第2 添付書類

別表第六の一号、別表第七の一号、別表第八号及び別表第九号の様式のとおりとする。

法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示すること。

この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間（字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とする。）について、字幕放送、解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

[ (注5) ・ (注6) 同左 ]

[ B 同左 ]

[ (イ) ・ (ウ) 同左 ]

[ イ～オ 同左 ]

[ (10)～(15) 同左 ]

別表第八号（第65条第1項関係）

第1 [同左]

[ 注1～注4 同左 ]

注5 次の書類を添付すること（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）。

[ (ア) ・ (イ) 同左 ]

(ウ) 最近の決算期における計算書類

[ (エ) 同左 ]

[ (注6) ・ 注7 ] 同左 ]

[ 第2・第3 同左 ]

別表第十五号（第74条第1項関係）

[ 第1 同左 ]

第2 添付書類

別表第六の一号、別表第七の一号、別表第八号、別表第九号及び別表第十号の様式のとおりとする。



附 則

この省令は、公布の日から施行する。